

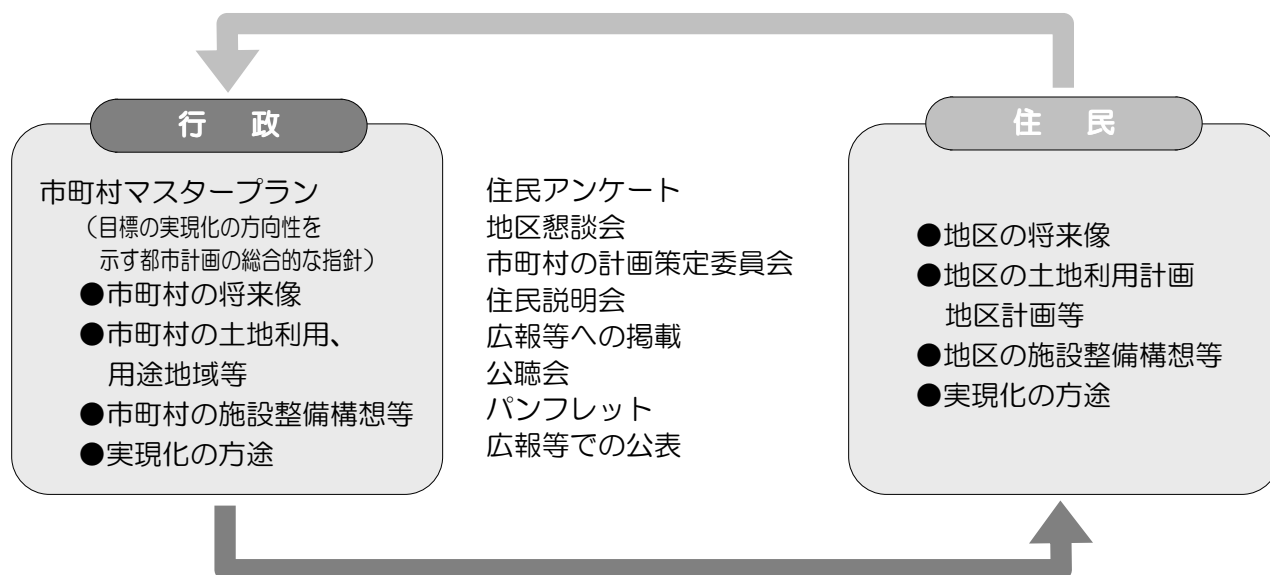
(2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）

（都市計画法第18条の2）

市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として策定されます。

住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域により密着した見地から、その創意工夫の基に定めるものです。

山形県内では、平成26年3月31日現在、13市11町で策定されています。



(2) 緑の基本計画・広域緑地計画

緑の基本計画は、市町村が都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保を図るために策定する計画です。緑地の配置計画や確保目標のほか、都市の緑化を進めるために必要な事柄を定めることとしています。

山形県では、平成26年3月31日現在、山形市と鶴岡市において策定されています。

広域緑地計画は県が策定するもので、広域的な視点から緑とオープンスペースの確保目標水準や配置計画などについて定めます。

山形県は、平成9年度に策定しました。

2. 都市計画区域・準都市計画区域

(1) 都市計画区域（都計法第5条）

都市計画区域は、「一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する」必要のある土地の区域を対象に県が指定します。

これは、市町村の行政区画を単位として考えるのではなく、実際の市街地の広がりや住民の生活圏域、人口・土地利用・交通量といったものを考慮することを指しています。

近年、市街地拡大とあわせ、モータリゼーションの進展に伴い、通勤・通学・買い物等の人々の日常生活圏が拡大しており、これらに適切に対応した区域を都市計画区域として指定を検討することとしています。

山形県では、平成26年3月31日現在で27の都市計画区域が指定され、そのうち山形市を中心とする山形広域都市計画区域は山形市その他、上山市、天童市、山辺町、中山町の3市2町で構成されています。

都市計画 区域名	都市名	行政区域	都市計画区域		最終変更年月日
		面積(ha)	面積(ha)	法適用年月日(※)	
山形広域	山形市	38,134	15,990	S 3. 9. 10	昭和44年12月5日 に山形広域都市 計画区域へ移行
	上山市	24,095	2,180	S22. 12. 3	
	天童市	11,301	7,180	S22. 9. 8	
	山辺町	6,136	1,320	S35. 11. 25	
	中山町	3,123	1,800	S43. 12. 28	
山形広域計		82,789	28,470		
	寒河江市	13,908	5,109	S22. 12. 3	H14. 5. 7
	河北町	5,238	3,511	S22. 9. 5	S11. 4. 6
	西川町	39,323	5,844	S49. 7. 29	S56. 1. 23
	朝日町	19,673	606	S32. 5. 14	S43. 9. 17
	大江町	15,392	785	S11. 7. 13	H20. 4. 1
西村山地区計		93,534	15,855		
	村山市	19,683	1,754	S22. 9. 5	H21. 5. 22
	東根市	20,717	6,233	S27. 8. 14	H21. 5. 22
	尾花沢市	37,232	870	S27. 12. 24	S43. 10. 4
	大石田町	7,959	487	S22. 9. 5	S43. 9. 24
北村山地区計		85,591	9,344		
	新庄市	22,308	4,938	S17. 3. 4	S50. 6. 27
	金山町	16,179	1,236	S25. 5. 23	S43. 7. 24
	最上町	33,027	3,017	S49. 7. 29	S56. 1. 21
	真室川町	37,429	1,053	S25. 5. 23	S60. 1. 22
最上地区計		108,943	10,244		
	米沢市	54,874	8,830	S 8. 5. 10	S47. 11. 10
	南陽市	16,070	2,025	S22. 9. 5	S46. 3. 29
	高畠町	18,004	2,515	S22. 9. 5	S60. 1. 22
	川西町	16,646	1,057	S26. 5. 24	S43. 12. 19
東南置賜地区計		105,594	14,427		
	長井市	21,469	2,313	S14. 5. 22	H22. 3. 30
	小国町	73,755	768	S14. 8. 7	S43. 7. 24
	白鷹町	15,774	1,053	S34. 2. 16	H13. 5. 25
西置賜地区計		110,998	4,134		
鶴岡	鶴岡市	131,151	25,281	S 3. 9. 10	H25. 4. 12 ※統合による変更
酒田	酒田市	60,279	11,531	S 8. 5. 10	H16. 5. 14
	遊佐町		574	(S47. 7. 7追加)	
	小計		12,105		
八幡	酒田市		625	S35. 11. 25	S43. 7. 24
余目	庄内町	24,926	884	S22. 9. 5	S43. 12. 23
三川	三川町	3,321	1,475	S44. 3. 20	H 1. 4. 28
遊佐	遊佐町	20,841	1,047	S23. 5. 23	S43. 10. 4
庄内地区計		240,518	41,417		
計	13市17町	827,965	123,891	(※) 旧法における「法適用の指定」も含む	
県計	13市19町3村	932,346			

(2) 準都市計画区域(都市計画法第5条の2)

準都市計画区域は、積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、開発行為及び建築行為が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を対象に、県が指定します。

準都市計画区域では、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、景観地区、風致地区、緑地保全地域、伝統的建築物群保存地区を定めることができます。しかし、道路、公園などの都市施設や土地区画整理事業といった市街地開発事業を定めることはできません。

山形県では、都市計画区域を適正に設定したうえで、更に、都市計画区域外において土地利用の整序、又は環境の保全が必要な地域について定めることにしています。(※)

なお、平成26年3月31日現在、山形県内で指定されたところはありません。

※ 山形県都市計画基本指針(平成13年策定(平成19年7月 一部改正))